

～後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方へ～

令和4年度 保険料額決定通知書などを送付します

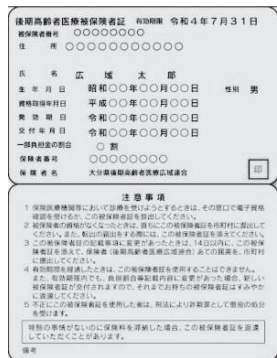
7月中旬に令和4年度の決定通知書などを送付します。
 保険料の納め方は、通知書の『**期別保険料額**』をご覧ください。

納期 (月)	保険料額		普通徴収の 納期限
	特別徴収額	普通徴収額	
4月			
5月			
6月			
7月	通知書に記載		
8月			
9月			
		:	

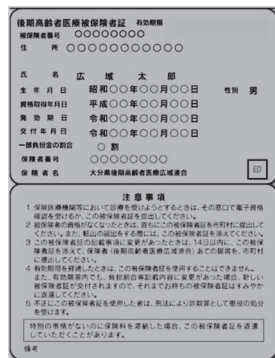
- **特別徴収額の欄に保険料額が記入されている場合は**、その月の年金から差し引かれます。
- **普通徴収額の欄に保険料額が記入されている場合は**、その月の納期限までに納付書などで保険料を納めていただくようになります。ただし、口座振替申請をされている方は、納期限の日に通知書に記載している金融機関から振り替えさせていただきますので、手続は不要です。

新しい被保険者証の送付について（2回交付となります）

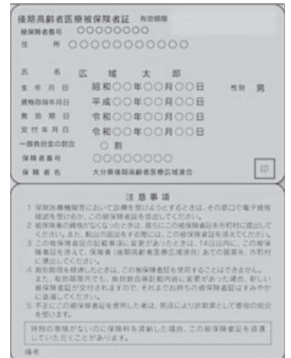
現在お持ちの（緑色）の被保険者証は、7月末で有効期限が切れます。



役場から、簡易書留で**7月中旬**にお送りします。



役場から、簡易書留で**9月中旬**にお送りします。



現在の保険証（緑色）
有効期限
令和4年7月31日

1回目交付の保険証（茶色）
有効期限
令和4年9月30日

2回目交付の保険証（桃色）
有効期限
令和5年7月31日

令和4年度 限度額適用・標準負担額減額認定証などの交付申請受付

外来や入院時に自己負担限度額を超える場合、以下の証を医療機関に提示することで、医療費が限度額までの負担となります。認定証の申請受付は、役場で行っています。詳細は、下記の申請窓口にお問い合わせください。

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちの方は、入院時の食事代も減額されます。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」

対象者 令和4年度住民税非課税世帯に属する方

※現在お持ちの方で、令和4年度も該当となる方には、7月中旬に新しい認定証を送付しますので、手続は不要です。

「限度額適用認定証」

対象者 住民税課税所得145～690万円未満の現役並み所得区分の世帯に属する方

※現在お持ちの方で、令和4年度も該当となる方には、7月中旬に新しい認定証を送付しますので、手続は不要です。

保険料の減免について

非自発的に失業した方や新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方は、申請により保険料が減免される場合がありますので、広域連合または役場の窓口までお問い合わせください。

申請窓口 福祉保険課 保険年金班 ☎(72) 1115
 お問い合わせ 大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097(534) 1771 (代表)